

平成31年組合議会 2月定例会 (平成31年2月20日)

上尾桶川伊奈衛生組合
議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

平成31年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

2月20日（水）	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○組合議員の自己紹介	6
	○議席の指定及び一部変更	6
	○議長選挙	7
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○議事日程の報告	9
	○諸報告	9
	○提出議案の報告及び上程	9
	○提出議案の説明	9
	○提出議案に対する質疑、討論、採決	23
	○管理者の挨拶	26
	○閉会の宣告	26

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第1号

平成31年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月13日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

1 日 時 平成31年2月20日（水）午前10時

2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	岡 安 政 彦	議員	2番	戸 口 佐 一	議員
3番	齋 藤 照 夫	議員	4番	大 室 尚	議員
5番	佐 藤 正 廣	議員	6番	前 島 る り	議員
7番	新 島 光 明	議員	8番	池 野 耕 司	議員
9番	糸 井 政 樹	議員	10番	青 木 久 男	議員
11番	仲 又 清 美	議員	12番	野 本 順 一	議員

不応招議員（なし）

2月定例会

第1日

平成31年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会 第1日

平成31年2月20日（水曜日）

○議事日程

第1 開会

第2 開議

第3 議席の指定及び一部変更

第4 議長選挙

第5 会議録署名議員の指名

第6 会期の決定

第7 諸報告

第8 提出議案の報告及び上程

第9 提出議案の説明

第10 提出議案に対する質疑

第11 討論

第12 採決

第13 閉会

○出席議員（12名）

1番	岡	安	政	彦	議員
2番	戸	口	佐	一	議員
3番	齋	藤	照	夫	議員
4番	大	室		尚	議員
5番	佐	藤	正	廣	議員
6番	前	島	る	り	議員
7番	新	島	光	明	議員
8番	池	野	耕	司	議員
9番	糸	井	政	樹	議員
10番	青	木	久	男	議員
11番	仲	又	清	美	議員
12番	野	本	順	一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理 者	小	野	克	典	君
副 管理 者	畠	山		稔	君
副 管理 者	大	島		清	君
会計管理 者	白	根		勉	君
組合事務局長	知	久	行	洋	君
組合事務局次長	稻	垣	達	也	君
組合事務局主幹	大	野		優	君
参 与	猿	田	善	勝	君
参 与	川	邊	吉	展	君
参 与	渋	谷	鉄	二	君
参 与	木	村	一	弘	君
参 与	天	沼	貞	良	君

参　与　久　木　　正　君

○職務のため議場に出席した人

書　記　長　矢　嶋　久　司　君
書　記　岡　野　隆　史　君

午前10時00分 開会

△開会及び開議の宣告

○副議長（仲又清美議員） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、何かと御多用のところ、御健勝にて本定例会に御参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

閉会中の昨年12月22日付で、私宛てに新井金作議員より本組合議會議員の離職願が提出され、同日付で許可いたしましたので御報告いたします。

よって、議長不在のため、議長選出までの間、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。議員各位には格別なる御協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△組合議員の自己紹介

○副議長（仲又清美議員） 議事に先立ち、先般上尾市において本組合議會議員の交代がなされ、昨年12月22日付で野本順一議員が就任されましたので御紹介申し上げます。

自席での御挨拶をお願いいたします。

野本順一議員。

○12番（野本順一議員） 新井議員にかわりまして、このほど皆さんと一緒に事業をさせていただきます野本順一でございます。よろしくお願ひいたします。

△議席の指定及び一部変更

○副議長（仲又清美議員） これより議事に入ります。

日程に従い、議席の指定及び一部変更の件を議題といたします。

初めに、議席の一部変更を行います。

お諮りします。

新たに御当選になりました野本順一議員の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、12番、池野耕司議員の議席を8番に変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（仲又清美議員） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部を変更することに決定しました。

次に、議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました野本順一議員の議席を12番に指定いたします。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれお着き願います。

○副議長（仲又清美議員） 暫時休憩します。自席での休憩をお願いします。

（午前10時03分）

○副議長（仲又清美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時04分）

△議長選挙

○副議長（仲又清美議員） ただいま議長が欠員となっておりますので、これより日程に従い議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（仲又清美議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（仲又清美議員） 異議なしと認めます。

したがって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に、12番、野本順一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま副議長において指名いたしました12番、野本順一議員を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（仲又清美議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました12番、野本順一議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました12番、野本順一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました野本順一議員の承諾の挨拶をお願いいたします。

12番、野本順一議員。

[12番 野本順一議員 登壇]

○12番（野本順一議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま皆様方に御推挙いただきまして、本議会の議長を務めさせていただきます野本順一でございます。本組合は、上尾市、桶川市、伊奈町の広域行政の一翼を担い、それぞれの住民生活に直結した大変重要な役割を果たしているものと認識しているところでございます。今後、本衛生組合の円滑な運営のため、微力ではございますが、誠心誠意努力いたす所存でございます。議員各位の格別な御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶にかえさせていただきます。ひとつよろしくお願ひいたします。

○副議長（仲又清美議員） 議長を交代します。

△会議録署名議員の指名

○議長（野本順一議員） これより、日程に従い、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

6番 前島るり議員

9番 糸井政樹議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（野本順一議員） 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野本順一議員） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

△議事日程の報告

○議長（野本順一議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（野本順一議員） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めておりますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長（野本順一議員） 次に、本定例会に管理者から第1号議案から第5号議案まで議案5件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（野本順一議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第1号議案から第5号議案までの議案5件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 本日ここに平成31年上尾、桶川、伊奈衛生組合2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本定例会において御審議をいただきます第1号議案から第5号議案までにつきまして、順次その概要を説明させていただきます。

まず初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正する条例につきましては、議会議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告等を踏まえて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定並びに行政組織の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第4号議案 平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,369万7,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

次に、第5号議案 平成31年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とともに3億1,148万円とするものでございます。前年度より1,198万円、率にいたしまして4%の増額の予算としたところでございます。

予算編成に当たりましては、当組合一般会計の主たる財源が構成市町の負担金であることを十分に踏まえ、最少の経費で最大の効果を挙げる財政運営に徹し、歳出全般にわたる効率化及び合理化をより一層向上させることを基本的な考え方といたしました。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野本順一議員） 続いて、当局からの細部説明を求めます。

事務局長。

〔組合事務局長 知久行洋君 登壇〕

○組合事務局長（知久行洋君） 改めまして、おはようございます。

それでは、第1号議案から第5号議案につきまして、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、議会議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

それでは、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会の給与等に関する規定に基づき、職員の給与改定を実施するため、職員に準じ議会の議員の期末手当の支給割合を引き上げる改正となるものでございます。例規集では1,231ページからとなります。

初めに、第1条は、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第5条第2項におきまして、平成30年12月に支給する議会議員の期末手当の支給月数を、現行の100分の227.5から100分の232.5に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条につきましては、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第5条第2項におきまして、平成31年6月から支給する期末手当の支給月数を、現行の6月支給の100分の212.5と12月支給の100分の232.5から、それぞれ100分の222.5と平準化するものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項は、この条例は平成31年3月1日から施行いたしますが、平成31年度以降の改正規定であります第2条につきましては、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

次に、第2項は、第1条の規定による改正後の条例、第5条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、この条例による平成30年12月1日以後に支払われた期末手当については、この条例による改正後の規定に基づいた期末手当の内払いとみなし、差額分のみを追加支給するための規定でございます。

以上で第1号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

それでは、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと存じます。

改正内容は、先ほどの第1号議案と同様でございます。例規集では1,301ページからとなります。

初めに、第1条は、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第2条第2項にお

きまして、平成30年12月に支給する管理者及び副管理者の期末手当の支給月数を、現行の100分の227.5から100分の232.5に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条につきましては、字句の改正を行う規定でございまして、新旧対照表の第2条第2項におきまして、平成31年6月から支給する期末手当の支給月数を、現行の6月支給の100分の212.5と12月支給の100分の232.5から、それぞれ100分の222.5と平準化するものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項は、この条例は平成31年3月1日から施行いたしますが、平成31年度以降の改正規定であります第2条につきましては、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

次に、第2項は、第1条の規定による改正後の条例、第5条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、この条例による平成30年12月1日以降に支払われた期末手当については、この条例による改正後の規定に基づいた期末手当の内扱いとみなし、差額分のみを追加支給するための規定でございます。

以上で第2号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告等を踏まえて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定並びに行政組織の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

その具体的な内容につきましては、第3号議案補足資料1ページを御覧いただきたいと存じます。

人事院及び埼玉県人事委員会の勧告の概要及び当組合の給与改定の概要となっております。国、埼玉県、上尾、桶川、伊奈衛生組合の給与改定を一覧表にまとめたものでございます。

2ページから4ページにつきましては、新旧の給料表を掲載させていただいたものでございます。

今回、平成30年度の上尾、桶川、伊奈衛生組合の給与改定に当たりましては、人事院及び埼玉県人事委員会の勧告内容のうち、月例給及び勤勉手当の引き上げにつきまして、人事院勧告等を尊重し、実施することとしたものでございます。

給与改定の概要といたしましては、大きく分けて2点ございます。

1点目は、月例給の引き上げでございまして、給料表の改定率を平均0.2%とし、平成30年

4月に遡って適用するものでございます。

2点目といたしましては、勤勉手当の引き上げでございまして、支給月数を0.05月分引き上げまして、期末手当を含む年間支給月数を4.4月から4.45月とするもので、こちらは平成30年12月から適用するものでございます。あわせて、平成31年6月から支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の平準化を行うものでございます。

改定による影響でございますが、若年層の職員が改定率としては高くなっております。

続きまして、議案の内容について御説明をさせていただきます。例規集では1,326ページからとなります。

それでは、議案書の新旧対照表の内容に沿った形で御説明をさせていただきます。

初めに、議案書1ページ、改正条例第1条についてでございますが、新旧対照表第17条の7第2項第1号におきましては、12月に支給する再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を現行の100分の90から100分の95に、同項第2号におきましては、12月に支給する再任用職員の勤勉手当の支給月数を、現行の100分の42.5から100分の47.5にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、同条第5項におきましては、既定の意味の内容を変更するものではありませんが、国家公務員の給与に関する法律の改正に準じまして、基準日及び支給日の括弧書きの効力及び範囲を規定する形に改めるものでございます。

次に、議案書2ページの改正条例第2条でございますが、別表の給料表を改めるもので、議案書3ページから5ページに改定後の給料表を掲載しております。

給与改定の趣旨といたしましては、人事院等による民間事業所の調査結果に基づき、公務員給与水準が民間企業よりも低水準となっていたため、特に民間企業との差がある初任給を1,500円、若年層について1,000円程度、そのほかそれぞれ400円を基本に引き上げ、給料表の平均改定率は0.2%となるものでございます。

次に、議案書6ページの改正条例第3条でございますが、新旧対照表の第17条の4第2項におきまして、再任用以外の職員に平成31年6月から支給する期末手当の支給月数を、現行の6月支給の100分の122.5と12月支給の100分の137.5から、それぞれ100分の130と平準化するものでございます。

また、同条第3項におきまして、再任用職員に平成31年6月から支給する期末手当の支給月数を、現行の6月支給の100分の65と12月支給の100分の80を、それぞれ100分の72.5と平準化するものでございます。

続きまして、第17条の7第2項第1号では、第1条において引き上げた平成30年12月に支給する勤勉手当を平準化するため、再任用以外の職員に平成31年6月から支給する勤勉手当の支給月数を100分の95から100分の92.5と改定し、同項第2号におきましても、同様に再任用職員の勤勉手当の支給月数を100分の47.5から100分の45に改定するものでございます。

次に、議案書7ページの改定条例第4条でございますが、上尾、桶川、伊奈衛生組合の行政組織の改正を行うものでございまして、新旧対照表の別表第2におきまして、下線が引かれた7級の部分でございますが、事務局長の職務を事務局長及び副局長の職務に改めるものでございます。副局長の職務の追加につきましては、平成31年度、職員2名が定年退職いたしますが、事務局長の退職により、組合関連業務がスムーズに移行できるようするため、改めるものでございます。

続きまして、附則の内容でございますが、第1項は施行期日の規定となり、この条例は平成31年3月1日から施行いたしますが、平成31年度以降の改定規定であります改定条例第3条及び第4条につきましては、平成31年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2項第1号は、改定条例第1条の勤勉手当の改正は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2項第2号は、改定条例第2条の給料表の改正は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

次に、第3項におきましては、平成30年4月1日前に昇格や降格により職務の級の変更があった職員については、給料表の改定に伴う昇格等の際の号給の対応関係の変更により、改定後の給与条例により昇格等をしたものが有利な場合については、先に昇格等をした職員が後に昇格等をした職員と比較して号給の決定で不利が生じることがあり、好ましくないため、改定後の給与条例の規定により、昇格等をした場合等の均衡を考慮してこれを調整するため、管理者は必要な調整をすることができるものとしたものでございます。

なお、今のところ、当組合においては該当者はおりません。

最後に、第4項におきましては、この条例による改定前に支給された平成30年4月1日以後に支払われた給与、または平成30年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた勤勉手当については、この条例による改定後の規定に基づいて支払われた給料の内払いとみなし、差額分のみを追加支給するための規定でございます。

以上で第3号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案 平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2

回) の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、年度末に当たり、歳入歳出について最終的な調整を行った結果に基づき、補正をお願いするものでございます。

1 ページを御覧いただきたいと存じます。

平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,369万7,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表　歳入歳出予算補正によるということでございます。

次の2ページ及び3ページでございますが、第1表　歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書で御説明をさせていただきます。

8ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、2歳入でございますが、6款諸収入、2項雑入、2目弁償金2万9,000円につきましては、原子力事故に伴う東京電力ホールディングス株式会社からの損害賠償金を新たに計上するものでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと存じます。

3歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額1億1,173万円から補正額53万円を増額いたしまして、計1億1,226万円とするものでございます。

2節給料12万円につきましては、職員の昇格及び平成30年度の人事院勧告によるものでございます。

13節委託料11万円につきましては、平成31年5月から和暦の変更に伴い、財務会計システムの改修費用でございます。

18節備品購入費30万円につきましては、先ほど第3号議案で副局長の職名を追加いたしましたことから、桶川市から平成31年4月1日より職員1名の派遣に伴い、机、椅子等の不足が生じるため、購入をするものでございます。

次に、2目財政管理費、補正前の額1,047万円に補正額903万5,000円を増額いたしまして、1,950万5,000円とするものでございます。事業費において執行残が生じましたことから、改めて基金への積み立てを行うものでございます。

平成30年度末における財政調整基金積立額は、1億4,223万円程度になる見込みでございます。

続きまして、3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費、補正前の額1億7,039万5,000円から補正額953万6,000円を減額いたしまして、計1億6,085万9,000円とするものでございます。

11節需用費修繕料及び15節工事請負費において、入札における執行残としてそれぞれ782万8,000円、170万8,000円の不用額が生じましたので、減額をさせていただくものでございます。

以上で第4号議案の補足説明とさせていただきます。

続きまして、第5号議案 平成31年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお覧いただきたいと存じます。

平成31年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,148万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 岁入歳出予算によるということでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

次の2ページ及び3ページでございますが、第1表 岁入歳出予算となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書により御説明をさせていただきたいと存じます。

6ページ及び7ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括でございまして、6ページは歳入、7ページは歳出となってございます。本年度予算額3億1,148万円、前年度予算額2億9,950万円、比較いたしますと1,198万円の増額となったところでございまして、率にいたしますと4%の増額予算となったところでございます。

続きまして、8ページ及び9ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合市町負担金でございます。本年度予算額2億9,240万円、前年度比較70万円の減額でございまして、率にいたしますと0.2%の減でございます。各市町の負担割合につきましては、組合規約第13条第2項の規定

によりまして、平成31年1月1日現在の人口を基準に算定しております。各市町の負担割合につきましては、参考資料として負担金比較表を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

上尾市でございますが、人口22万8,519人、負担割合65.5315%、負担額1億9,161万4,000円でございます。桶川市でございますが、人口7万5,408人、負担割合21.6245%、負担額6,323万円でございます。伊奈町でございますが、人口4万4,789人、負担割合12.8440%、負担額3,755万6,000円でございます。さらに下段には、本年度と前年度との比較表がございますので、参考にしていただきたいと存じます。

予算説明書の8ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項使用料、1目財産使用料でございますが、これは自動販売機設置に伴う使用料でございまして、行政財産の使用料に関する条例第2条の規定によりまして、3万6,000円を計上したところでございます。

次に、2項手数料、1目処理手数料でございますが、本年度のし尿等の搬入量を平成30年度の状況を踏まえ2万7,200トンと見込み、手数料条例第3条の規定によりまして75万5,000円を計上したところでございます。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございます。1万8,000円を計上したところでございます。これは、財政調整基金の運用利子でございます。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、科目設置の1,000円を計上したところでございます。前年度と同額でございます。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、5款繰越金でございますが、平成30年度からの繰越金として本年度予算額1,820万円、前年度比較1,270万円の増額でございます。増額の理由といたしまして、今年度職員2名が定年退職を迎えることとなり、そのうち1名が事務局長でございますことから、桶川市より1名派遣していただき、事務局長と1年間重複して組合関連業務を習熟していただき、継続してスムーズな組合関連業務が遂行できるように行うため、給料、職員手当等の入件費分として平成31年度予算の1款分担金及び負担金の増額を行うことのないように対応するため、平成30年度予算5款予備費として既に2,389万7,000円ございますので、そのうち1,820万円をその入件費分といたしまして、平成30年度からの繰越金として計上させていただいたものでございます。

次に、6款諸収入でございますが、1項組合預金利子について1,000円を計上したところで

ございます。前年度と同額でございます。

次に、2項雑入でございますが、本年度予算額6万9,000円で、前年度比較8,000円の減額でございます。職員駐車場駐車料6万1,000円につきましては、9台分を計上したところでございます。その他雑入分といたしまして、雇用保険料個人負担分1名分を計上したところでございます。

続きまして、10ページ及び11ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。本年度予算額657万1,000円でございます。前年度比較16万4,000円、2.6%の増額となったところでございます。

初めに、1節報酬及び3節職員手当等でございますが、条例に基づく額で計上したところでございます。

次に、9節旅費でございますが、本年度予算額87万5,000円、前年度比較5万8,000円の増額でございます。増額の理由といたしましては、議会開催回数を前年度3回から本年度4回予定いたしましたことから、議会開催回数1回分の費用弁償及び本年度10月から消費税率8%から10%の変更により、2%の率の上昇分に伴う研修旅費の交通費分の増額によるものでございます。

次に、10節交際費10万円、11節需用費2万円及び14節使用料及び賃借料44万円につきましては、前年度と同額を計上させていただいたところでございます。

次に、13節委託料でございますが、本年度予算額44万円、前年度比較9万円の増額でございます。増額の理由といたしましては、先ほど9節旅費の議会開催回数の御説明をさせていただきましたが、議会開催回数1回の増に伴います会議録作成委託によるものでございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、本年度予算額1億2,802万4,000円、前年度予算額1億1,147万1,000円、前年度比較1,655万3,000円でございまして、率にいたしまして14.8%の増額となったところでございます。主な増額の要因といたしましては、先ほど歳入の5款繰越金で御説明させていただきましたが、派遣職員1名分の人件費によるものでございます。

初めに、1節報酬9万9,000円でございますが、行政不服審査会委員報酬として、前年度同額の4万5,000円、情報公開・個人情報保護審議会委員報酬として、前年度同額の5万4,000円を計上したところでございます。

次に、2節給料でございますが、特別職につきましては、条例に基づく額で計上させていた

だいております。また、人件費の関係におきまして、一般職給前年度予算比較613万7,000円の増額、10ページから11ページにございます3節職員手当等の前年度予算比較465万9,000円の増額、11ページにございます4節共済費、前年度予算比較233万5,000円の増額等におきましては、先ほど御説明させていただきました派遣職員1名分の増員による増額分が主なものでございます。

そのほかといたしまして、一般職につきましては、定期昇給額を考慮いたしました額で計上、次に、10ページから11ページにございます3節職員手当等でございますが、特別職及び一般職期末手当並びに勤勉手当につきましては、条例に基づく額での計上、また、一般職のそのほかの手当でございますが、各手当とも現在支給しております額を基本として必要額を計上したところでございます。

次に、4節共済費1,679万7,000円でございますが、これは市町村職員共済組合、地方公務員災害補償基金及び再任用短時間勤務職員分の雇用保険料の公的負担分でございまして、給与総額に負担率を乗じてそれぞれ計上したところでございます。

次に、7節賃金でございますが、科目設置の1,000円を計上したところでございます。

次に、8節報償費20万円でございますが、前年度と同額でございまして、職員に対する研修を計画したところでございます。

次に、9節旅費、本年度予算額103万7,000円、前年度予算額90万3,000円、前年度比較13万4,000円の増額でございます。増額の主な要因につきましては、研修旅費におきまして、先ほど歳入5款繰越金のところで御説明させていただきましたが、派遣職員の方の業務の習熟のため、1名分随行職員分を計上したことによるものでございます。

次に、10節交際費20万円でございますが、前年度と同額でございます。

次に、11節需用費でございますが、本年度予算額294万2,000円、前年度予算額302万1,000円、前年度比較7万9,000円の減額となったところでございます。需用費のうち、前年度と大きく変更になったところでございますが、需用費の中ほどの印刷製本費におきまして、本年度予算額90万円、前年度予算額160万8,000円、前年度比較70万8,000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、13節委託料のところで御説明させていただきますが、ホームページの改修に伴い、ホームページから例規集を閲覧できるようにするため、例規集の追録部数が少なくなったことによるものでございます。

次に、需用費の下から2番目、修繕料におきまして、本年度予算額89万円、前年度予算額33万円、前年度比較56万円の増額でございます。増額の主な要因でございますが、同組合使

用の敷地の桶川市清掃センター入り口付近のフェンスの修繕及び公用車の車検に対します修繕を計画したことによるものでございます。

次に、11ページから12ページにございます12節役務費でございますが、本年度予算額143万4,000円、前年度予算額135万円、前年度比較8万4,000円の増額でございます。増額の主な要因といたしまして、公用車車検に伴う保険等でございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと存じます。

13節委託料でございますが、本年度予算額829万2,000円、前年度予算額479万1,000円、前年度比較350万1,000円の増額となったところでございます。この主な要因といたしましては、新規事業といたしまして、ホームページ作成等委託320万円の計上及び本年10月から消費税2%上昇分を計上したことによるものでございます。ホームページ作成等委託の内容でございますが、現在のホームページの内容ですと、入札参加資格申請書の閲覧のみの使用であるため、当組合の近隣の衛生組合と同様のホームページに改修するとともに、例規集の追録に伴う用紙の削減として、ホームページより閲覧できるようにするものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額744万1,000円、前年度予算額745万3,000円、前年度比較1万2,000円の減額となったところでございます。清掃用具借上料によるものでございます。

次に、18節備品購入費でございますが、科目設置の1,000円でございます。

次に、12ページから13ページの19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額658万1,000円、前年度予算額680万5,000円、前年度比較22万4,000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、市町村総合事務組合負担金におきまして、負担金率が1,000分の140から1,000分の135に下がったことにより、27万4,000円の減額、各種講習会負担金におきまして、職員の育成に伴う研修として5万円を増額計上させていただきました結果、減額になったものでございます。そのほか負担金、補助及び交付金につきましては、前年度と同額でございます。

次に、27節公課費でございますが、本年度予算額34万5,000円、前年度予算額32万7,000円、前年度比較1万8,000円の増額でございます。主に汚染負荷量賦課金として独立行政法人環境再生保全機構に納付しているものでございます。増額分につきましては、公用車の車検に伴う重量税分でございます。

続きまして、2目財政管理費でございますが、本年度予算額1,486万円、前年度予算額1,047万円、前年度比較439万円の増額となったところでございます。平成30年度繰越額の2

分の1以上の額でございます。積み立てにより平成31年度末の財政調整基金の積立額は、およそ1億5,709万円になる見込みでございます。

次に、1項総務管理費、3目公平委員会費並びに2項監査委員費でございますが、9節旅費におきまして消費税2%の上昇分を計上いたしまして、公平委員会費9節旅費6,000円及び監査委員費9節旅費4,000円をそれぞれ増額計上しております。そのほかの節につきましては、それぞれ前年度と同額で計上させていただきました。

続きまして、14ページ及び15ページを御覧いただきたいと存じます。

3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費でございますが、本年度予算額1億6,100万円、前年度予算額1億7,009万6,000円、前年度比較909万6,000円の減額でございまして、率にいたしますと5.3%の減となったところでございます。

初めに、11節需用費でございますが、消耗品費におきましては、高分子凝集剤等の薬品などを購入しております、本年度予算額855万円、前年度予算額756万9,000円、前年度比較98万1,000円の増額となったところでございます。主な要因といたしましては、当組合で使用いたします薬品の単価の上昇及び消費税2%の上昇分によるものでございます。

次に、燃料費でございますが、本年度予算額1万5,000円で、前年度と同額でございます。

次に、光熱水費でございますが、本年度予算額2,946万円、前年度予算額2,976万円、前年度比較30万円の減額となったところでございます。平成30年度の途中でございますが、平成30年度の使用量148万8,000キロワットアワーを根拠といたしまして、平成31年度の使用料を、2,000キロワットアワーの減の148万6,000キロワットアワーと見込み、計上させていただいたところでございます。

次に、修繕料でございますが、本年度予算額6,245万円、前年度予算額6,980万円、前年度比較735万円の減額となったところでございます。本年度予定させていただいております主な整備を申し上げますと、経年劣化に伴う新規事業といたしまして、予備貯留槽防食整備1,650万円、攪拌槽空気配管整備726万円、コンベア整備374万円、電磁流量計整備240万円、コンプレッサー整備187万円、定期整備事業といたしまして、ポンプ整備1,068万円、オゾナイザー整備574万円、破碎機整備251万円、前処理機整備193万円、ファン整備42万円でございまして、プロワ整備といたしまして、定期整備とあわせまして、インバーター1台の交換整備等の修繕工事を予定しております。また、その他修繕といたしまして、緊急対応のため500万円を計上したところでございます。

次に、14ページから15ページにございます13節委託料でございますが、本年度予算額5,753

万7,000円、前年度予算額4,762万1,000円、前年度比較991万6,000円の増額となったところでございます。この主な要因といたしましては、脱水汚泥等処理委託において平成30年度搬出1,400トンに対しまして、80トンの減少の1,320トンを見込んだところでございますが、単価の上昇及び消費税率2%の上昇により、前年度比較186万2,000円の増額でございます。

主な委託事業でございますが、臭気吸着剤交換委託におきまして、前年度において極低濃度臭気吸着剤の交換委託を計上しておりましたが、今年度におきましては、中低濃度臭気吸着剤交換委託を計画いたしまして、前年度比較385万円の増額、槽清掃処分委託におきましては、消費税率2%の上昇分として、前年度比較5万2,000円の増額、基本構想策定業務委託322万円におきましては、新規事業でございまして、現有施設の状況、施設整備の基本的事項及び施設整備の今後の方針等を検討する資料として実施、計測機器保守委託におきましては、計測機器の整備数量の減少により前年度比較29万円の減額、電気設備保守委託につきましては、例年の電気設備の検査のほかとして、シーケンサーの検査委託を追加計画いたしましたことから、前年度比較80万円の増額、薬品処分委託70万円につきましては、今年度単独事業でございまして、第2施設竣工時に分析に使用する薬品を納入していただきましたが、今まで使用されていない毒物、劇物及び一般試薬が多数存在するため、安全性等の確保を図るため、処分をお願いするなどの委託事業を実施いたしますことから、前年度より増額となったところでございます。

次に、16節原材料費でございますが、前年度と同額の10万円を計上したところでございます。

次に、18節備品購入費277万円でございますが、フォークリフトの購入を計画しております、平成7年から23年間使用しておりますことから、経年による劣化が顕著にあらわれたため、買いかえをするものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額11万8,000円、前年度予算額13万円、前年度比較1万2,000円の減額でございます。環境保全協力金ということで、沈砂などの処分をお願いしている処分場の所在地の自治体にお支払いいたしまして、地域の環境保全対策等に活用していただいているものでございまして、搬出量の減少により、減額になったものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目利子でございます。本年度予算額1万円で、年度当初の運用資金流用に対する利子分を計上したところでございます。前年度と同額でございます。

次に、5款予備費でございます。本年度予算額24万6,000円で、前年度比較4万1,000円の

減額となったところでございます。

なお、16ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上が第5号議案の補足説明でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、第1号議案から第5号議案までの補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野本順一議員） 以上で提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（野本順一議員） 暫時休憩します。休憩中、質疑、討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午前10時55分）

○議長（野本順一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（野本順一議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、前島るり議員。

○6番（前島るり議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。6番、前島るりです。

質問は、第4号議案、8ページになりますが、6款2目の弁償金についてですが、東電からの弁償金という御説明でございましたが、この弁償内容についてお伺いをいたします。

また、この弁償というのがいつまで続くものなのか、そこについてもお伺いします。2点質問いたします。

以上でございます。内容によっては再質問をさせていただきます。

○議長（野本順一議員） 6番、前島るり議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君） 6番、前島るり議員さんから、第4号議案 平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）、8ページの6款諸収入、2項雜入、2

目弁償金につきまして御質問いただきましたので、お答えしたいと存じます。

東京電力は、平成23年9月1日付で原発事故に伴う損害補償の対象者や基準、請求に伴う必要書類などの発表がございました。その請求に伴い、平成29年度分の放射性セシウム濃度の測定費用、沈砂汚泥2検体、脱水汚泥1検体を請求いたしまして、平成30年11月に収入がございましたが、平成30年度放射性セシウム測定費用等につきましては、損害賠償金の支払いについては未定とのことでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野本順一議員） 一通り終わりました。

○6番（前島るり議員） ありがとうございました。

○議長（野本順一議員） 以上で、6番、前島るり議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野本順一議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、佐藤正廣議員。

○5番（佐藤正廣議員） 1号議案についての反対の討論を行いたいと思います。

今般の経済情勢を鑑みましたときに、議員の期末手当の引き上げにつきましては、市民の理解を得られる状況にはないというふうに考えまして、1号議案の議員の期末手当の引き上げについては反対をしたいと考えます。

続きまして、第2号議案についての反対討論を行います。

1号議案と同じように、正副管理者の期末手当の引き上げについては、市民の理解を得られるものではない、こう考えまして、この2号議案に対して反対をいたします。

それから、第5号議案についても、今述べました1号、2号議案で行われました歳費の引き上げを含んだ予算案となっているところから、この第5号議案について反対をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野本順一議員） 次に、6番、前島るり議員。

○6番（前島るり議員） 6番、前島るりです。

議長のお許しをいただきましたので、この議案に対する賛成討論を行います。

第5号議案、これに関しまして、31年度一般会計予算書でございますが、全般的に消費税増税を見込んだ堅実な予算であると考えます。

また、11ページ、総務費、11節需用費、ホームページの充実などによって事務の効率化を図られたこと、また、そのことによって印刷製本費を70万8,000円減額されたことは、非常に評価できることであると考えます。

以上の理由で賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（野本順一議員） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野本順一議員） 討論はないものと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（野本順一議員） 起立多数です。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（野本順一議員） 起立多数です。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（野本順一議員） 起立全員です。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案 平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（野本順一議員） 起立全員です。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案 平成31年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（野本順一議員） 起立多数です。

したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

△管理者の挨拶

○議長（野本順一議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 平成31年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

本定例会におきましては、御提案申し上げました平成31年度の当初予算を初めとした議案につきまして、議員の皆様におかれましては、熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

最後になりますが、まだまだ寒さが続き、各市町の3月定例議会を間近に控えておりますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（野本順一議員） 以上をもちまして、平成31年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

午前11時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　野本順一

副議長　仲又清美

議員　前島るり

議員　糸井政樹

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（5件）

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1	上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	31 2. 20	31 2. 20	原案可決
2	上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	31 2. 20	31 2. 20	原案可決
3	上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	31 2. 20	31 2. 20	原案可決
4	平成30年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）	31 2. 20	31 2. 20	原案可決
5	平成31年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算	31 2. 20	31 2. 20	原案可決